日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2016. 3.01
No.16-006

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

5 年間で 956 万円超
2016 年度『六度目』のカンパ スタートします
皆様の取り組み参加
宜しくお願い致します

この 5 年間余りで皆様より総額 956 万円 を超えるカンパが 2016 年 2 月 20 日現在 集まっています。その内、OB 乗員有志の会から原告団へ昨年末までに計 12 回のカンパを行い、総額 930 万円 を寄贈致しました。

2015 年 12 月 31 日現在、乗員組合の調査によると、この 4 年間に日本航空 GRP で乗員流失が 300 余名に達しています。2015 年を振り返ってみると乗員流失だけでなく、整備員もライセンスを取ると他社へ流失、客室乗務員も毎年約 600 人も退職する状況が続いています。乗員不足が顕著なだけでなく、あらゆる現場の人員不足・経験者不足の状態が露呈し、事業計画の維持・拡大が赤信号と言える状況が続いています。

日本航空経営は、乗員に対して、乗務手当関連賃金に改善回答するだけでなく、全職場に年末一時金 2.7 ヵ月回答・（借り上げ）社宅制度改善・客室乗務員正社員化・客室乗務員賃金一部改善など流失引止め策とも言える回答（職場の真の改善策となるか??）を行っています。今後、整備員への賃金改善も必至と言われていますし、6 年連続高収益が予想される中 2016 春闘では、ベースアップや高稼働改善などに加え、乗員アンケートの声に見られる『全て元に戻せ』の期待が広がっています。

一方 2016 年度・2017 年以降の事業計画について、現在経営は職場に明示も出来ていません。航空需要の拡大を経営も認めているにも拘らず、事業計画を拡大しようにも現場で働く従業員が不足している状況です。
経営責任が問われる状況と言えます。

2010 年 12 月 31 日に整理解雇が強行されましたが、「経営破綻は従業員に責任はない（安中労務担当）」「[解雇通知書で]止むを得ず、整理解雇する（片山管財人）」「雇用を継続することは、誰が見ても可能だ（稲盛会長）」等の経営責任者の発言が嘘・偽りのない事実ならば、経営が今やらなければならない事は、整理解雇者を職場に即刻戻し、職場の理解を得る事です。

更に、2010年12月31日時点で更生計画上の人員削減を上回っている事実を組合に指摘されても、経営は当時の人員数を前提に反論さえできません。これでは、経営の組合経験者を標的にした指名解雇との指摘も出ています。

1978年の解雇撤回協定の教訓「**会社は，本件解雇が，労使相互の信頼関係の維持発展を阻害してきたことを反省するとともに，明るい職場が運航の安全を確保するために必要であることを十分認識し，本件の全面解決を通じて労使関係の正常化と明るい職場づくりに努力する。**」は何処に行ったのでしょうか。　詳細は解雇撤回協定本文参照

ILO からの三度に亘る勧告・フォローアップ(2015 年 9 月 12 日)、日本の多くの労働者・国民からの整理解雇撤回への支援、世界の航空労働者からの支援と日本航空経営に対する抗議、経営が不当労働行為と断罪された東京高裁判決（2015 年 6 月 18 日）や国会での追及など日本航空経営の不当性が明らかになっています。

更に安全上の問題も指摘される状況となっています。

「OB 乗員有志の会」 会員の皆様そして賛同者の皆様、これまでのご支援に心からの敬意とともに感謝を表します。原告団・職場の取り組みは、2016 年も続いております。

2016 年度 『六度目』のカンパ活動及び諸取り組みへの参加、　なお一層のご協力を 宜しく お願い申し上げます。

世話人一同

皆さん　2016 年度もカンパ支援・取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!　　原告団 HP 日程参照

＊東京地裁：3 月 23 日(水)　マタハラ裁判　第四回口頭弁論　527 号法廷
10:00～　報告集会予定あり　JAL CA マタニティハラスメント裁判ビラ